

令和5年3月15日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、津和野町情報公開不服審査会条例(令和5年津和野町条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、津和野町情報公開不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務担当課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(津和野町情報公開条例施行規則の一部改正)

2 津和野町情報公開条例施行規則(平成28年津和野町規則第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略